

議会運営委員会

日 時 平成 2 4 年 6 月 1 4 日（木）午後 1 時30分～
場 所 第 3 委員会室

1 定例会最終日（6月18日）日程について

- (1) 午前10時～ 各常任委員会 ～ 議会運営委員会・幹事会
 ～ 会派会議 ～ ~~本会議~~
 ～ 広報広聴特別委員会

(2) 日程

諸報告（例月監査結果報告）

第 1 報告第 1 号から報告第 4 号まで及び第 2 号議案から第 6 号議案まで
 （委員長報告～表決）

第 2 議第 1 号議案について（提案理由説明、表決）

第 3 意見書案について（質疑、討論、表決）

追加日程（人事案件）

議事終了後、全国市議会議長会表彰伝達

2 議第 1 号議案について

- 暴力団排除条例案（配付済みで変更なし、施行日：H25.4.1）
- 発議者：総務文教常任委員長
- 提案理由説明：総務文教常任委員長
- 質疑、討論省略

3 意見書案について

- 2 件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙№ 1 ・ 2 】
- 発議者の決定

4 討論通告について

- 通告期限 6月14日(木)午後5時まで

5 人事案件

- 曾我部山林管理委員会委員の任命
- 人権擁護委員候補者の推薦
- 休憩はさまず、引き続き審議

6 審議会委員等の推薦について

- 亀岡市都市計画審議会委員＜産業建設常任委員＞
井上議員、福井議員、馬場議員、藤本議員、湊議員 （継続）

7 9月定例会日程案について

- 別紙№3のとおり
- 決算審査：5日 （審査方法等は後日協議）

8 6月定例会一般質問総括

9 議会改革推進特別委員会報告

- 別紙№4のとおり

10 広報広聴特別委員会報告

1 1 議会報告会意見対応について

○別紙№5のとおり

1 2 請願紹介議員について

○申合せ案：別紙№6のとおり

1 3 委員会日程

7月 3日(火) 10:00～	議会改革推進特別委員会
5日(木)	広報広聴特別委員会
12日(木) 10:00～	環境対策特別委員会
19日(木) 10:00～	広報広聴特別委員会
23日(月) 10:00～	都市基盤整備対策特別委員会
24日(火) 13:30～	公共交通対策特別委員会(京都府建設交通部出席)

1 4 その他

全ての自動車に衝突被害軽減ブレーキの設置義務付けを求める意見書 (案)

現代社会において自動車の有用性・利便性は広く認知されており、国民の生活に欠くことのできないものとなっている。しかしながら、現下の交通情勢については、全国的に交通死亡事故が減少する傾向にあるものの、なお、多くの痛ましい事故が続発している。

本市においては、4月23日に集団登校中の小学生及び保護者の列に軽自動車の後方から突入する事故が発生した。また、4月12日に京都市東山区祇園で暴走車両事故、4月29日の関越自動車道での高速ツアーバス事故等の重大な交通事故が発生している。これらの事故を防止するためには、歩道の設置を始めとするさらなる道路整備の充実が必要である。

しかし、道路の整備のみで事故を防止することは困難である。飲酒運転、わき見運転及び居眠り運転など、事故の原因は人的要素が主であるが、人が自動車を操作する限り何らかのミスが発生する可能性は排除できない。今後、事故を無くすために多方面から検討を加え、対策を講じる必要がある。国土交通省は大型トラックへの衝突被害軽減ブレーキの設置義務付け方針を決定されている。人間の過失を科学技術でカバーするための措置であると考える。

よって、国において衝突被害軽減ブレーキの普及・開発を積極的に誘導するとともに、全ての自動車への取り付けを早期に義務化されるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

宛

亀岡市議会議長 木 曾 利 廣

無免許運転の根絶のための法改正を求める意見書（案）

４月２３日に本市で集団登校中の児童等の列に暴走車が突っ込み、小学生ら３人が死亡し、７人が負傷する大変痛ましい事故が発生した。お亡くなりになられた方の御冥福と、怪我をされた方の一日も早い御回復を心よりお祈りいたします。

この事故は、無免許の少年が運転していた車が起こした事故であり、何の責任もない将来のある子どもたちや保護者が犠牲になったことに、本市だけでなく、日本中が深い悲しみと憤りを覚え、事故の撲滅を願ったものである。

今回、この運転していた少年に適用されたのは、刑罰の重い危険運転致死傷罪ではなく、自動車運転過失致死傷罪である。これは、危険運転致死傷罪適用の構成要件が「進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ」と曖昧な記述であることに起因している。

運転免許が必要なことは、事故を起こせば尊い人命をも奪ってしまう自動車の危険度の高さから、国民が絶対を守るべき基本的な規範であるにもかかわらず、法律上の厳罰化は不十分であり、社会の倫理観と法律上の倫理観との差異が否めない。

このような事故を二度と繰り返さないためには、道路交通法及び刑法における無免許運転の厳罰化をはじめ、無免許運転を許さない社会づくりが急務である。

よって国におかれては、このような無免許運転を根絶させるため、道路交通法における無免許運転を厳罰化するとともに、刑法における危険運転致死傷罪適用の構成要件に無免許運転を明記するよう、法改正を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 18 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛

総務大臣

法務大臣

国家公安委員会委員長

亀岡市議会議長 木 曽 利 廣

平成 2 4 年 9 月 亀岡市議会定例会日程（案）

（会 期 2 8 日間）

月 日	曜日	行 事	備 考
8/ 28	火	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
29	水		
30	木		
31	金		
9/ 1	土		
2	日		
3	月		
4	火	【定例会開会】 < 一般質問通告期限：14:00 請願書提出期限：17:00 >	
5	水		
6	木		
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火	【一般質問】、議運(追加議案送付)	一般質問順序 1 公明 2 改革 3 緑風 4 共産
12	水	【一般質問】 < 質疑通告期限:17:00 >	
13	木	【一般質問】	
14	金	【一般質問】（追加提案、議運）	幹事会、会派会議
15	土		
16	日		
17	月	敬老の日	
18	火	常任委員会（総務文教、環境厚生、産業建設）	
19	水	決算分科会（総務文教、環境厚生、産業建設）	
20	木	決算分科会（総務文教、環境厚生、産業建設）	
21	金	決算分科会、決算全体会	
22	土	秋分の日	
23	日		
24	月	決算全体会	
25	火	決算全体会	
26	水	常任委員会（予備日） < 意見書提出期限：12:00 >	
27	木	議運 < 討論通告期限：16:00 >	会派会議
28	金	人事議案調整	
29	土		
30	日		
10/ 1	月	決算分科会委員長会議、 常任委員会、議運 【定例会閉会】	幹事会、会派会議

一般質問日程は通告により 3 日間で終了する場合があります。その場合は 9/13 一般質問終了後追加提案、議運、幹事会、会派会議、9/14 の会議日程は無し。

議会改革推進特別委員会 検討結果表

(平成24年5月24日開催まで)

B - 4	政策立案機能の充実	
H23.12.26	結果	常任委員会が一義的に所管する。必要に応じて特別委員会等を設置する。総括的に議会運営委員会で所管を決定する。
B - 7	委員会でのインターネット中継の導入	
H24.4.23	結果	委員会を配信する。平成25年度予算への要求を基本に可能な部分から実施する。
B - 8	議会twitterアカウントの開設	
H24.4.23	結果	日程等の情報を事務局から発信する。
B - 9	本会議場・委員会室の市民開放	
H24.4.23	結果	提案取り下げ
B - 10	会議規則の見直し	
H24.4.23	結果	提案取り下げ
B - 11	特別委員会での行政視察の実施	
H24.4.23	結果	現在のとおりとする。
B - 12	議会改革に市民意見・専門家の意見を取り入れる	
H24.4.23	結果	提案取り下げ

B - 1 3	議会事務局の体制強化・独立性確保	
H24.4.23	結果	人員体制は議長において対応願う。

C - 1	自治基本条例の制定	
H24.4.23	結果	提案取り下げ

D - 7	議会報告会の拡大	
H24.5.24	結果	広報広聴特別委員会で検討

議会報告会(5 / 8)で頂いた意見・要望等と回答について

議会運営委員会

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	回答調査
穂田野4	本会議を傍聴している。傍聴した際のアンケートでも同様の指摘をしたが、市長答弁にならうように各部長が資料を見ている。八百長の感がある。答弁は議員を見て行うべきで、議長等から注意すべき。一般質問の答弁時に確認しなくてはならないのは数値等のみではないのか。	議員の質問に対する答弁を正確ならしめるために一般質問は通告制を採用している。答弁側は一般質問を非常に重要と認識していることから、各部長級職員が市長答弁を確認しているのであろうと理解している。傍聴者にもわかりやすいような改善の取り組みは議会全体としても検討していきたい。			
篠8	陳情については、聞きおく程度の取り扱いとなっているが、その様な慣例を改め、内容を議会で精査するよう検討してほしい。	意見として伺い、議会改革特別委員会の議論の中で検討する。			
篠9	事故の加害者の情報に関して、市議会議員のブログにより、インターネット上で加害者を裏付けるようなことがあったことについて、議会是对応しているのか。	大変申し訳ないことをした。一議員がしたことではあるが、議員全員が大変重い責任を感じているところであり、議会として大変厳しい態度での対応を考えている。			

議会報告会(5 / 8)で頂いた意見・要望等と回答について

各常任委員会 → 議会運営委員会

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	回答調査
篠1	篠町の事故を受け、議会の対応が見えない。どのように考えているのか。早急な対応を願う。	道路管理等のハード面、安全教育等のソフト面の両面から、できる限りの対応を協議している状況である。議会では1日も早く安全対策を講じるよう、市長・教育長に対し、道路危険箇所における路側帯の改善や各学校における交通安全に係る備品購入など、すぐにできることについては、議会の議決を待たず、予備費を充用するなど、迅速な対応の申し入れを行っている。また地域の道路事情にあった安全対策を各種団体と一体となって検討する必要がある、議会としても、地元住民の意見を最優先に考え、でき得る施策を全面的にバックアップしていきたい。			
篠6	篠町の事故については、まずこのような運転者がいることは一番問題である。その次にはスピードを出せないような道路整備、その次に歩行者の安全対策・交通ルール、と分けて対策を検討すべきである。専門家や地元住民の意見を聴取のうえ対策をとりまとめ、働きかけてほしい。	意見として受け止める。議会の議論の中で対応していきたい。			

請願紹介議員に関する申合せ（案）

議員が請願の紹介議員になることについて、次の請願の場合は十分考慮する。

- （１）市の事務に関係のない事務（例：国の事務、府の事務）（　）
- （２）すでに実現した事項（執行機関ですでに予算等措置された事項も含む）
- （３）法律に違反しているものや社会的に非難を受けるもの
- （４）国会で審議中の法律案（　）
- （５）外交問題（　）
- （６）係争中の事件
- （７）特定施設整備や特定地域の道路整備等一部地域の個別具体的な要望

意見書提出を求める請願は除く。